

【 令和6年度第5回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和7年2月17日（月）13:00～14:40

場 所：中標津町役場 3階 301会議室

出席者：11名（中標津町自治推進会議委員6名、ファシリテーター1名、事務局4名）

傍聴者：なし

<会議次第>

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題

[進行：東田ファシリテーター]

町民憲章 唱和



(昭和40年7月1日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 敬愛を高め、よりよい文化を育てましょう。

- (1) スケジュールの確認について
 - (2) 2025年度・2026年度のスケジュールについて
 - (3) スケジュール項目の内容について
 - (4) その他
- 4 閉会



<配付資料>

- ① 資料：自治推進会議 2025年度スケジュール
- ② 資料：自治推進会議 2025年度スケジュール

<会議結果報告>

(1) スケジュールの確認について

東田ファシリテーター

前回の振り返りと今日の議題の確認、模造紙のスケジュールについて確認する。

前回の会議で話し合ったのは、2026年（令和8年）この会議で答申書を作らなければならない。条例の見直しをするのかしないのか、見直しをしないにしても「こういうことに気を付けてください。」など、文章としてまとめなければならない。

そこで、「答申書」とはどんなものなのかということで、これまで出した2通の答申書（平

成 29 年 2 月の答申書と令和 3 年 10 月答申答申書) を皆さんに配付し熟読しておくようお願いした。この先これらの答申書は、会議に持ってきていただくようお願いする。

さらに「解説書」についても、直すところ直さないところを検討しなければならない。ただ、条文も解説もたくさんあるので、それらを一一つこの会議で話し合っていたら、とても 6 回の会議では足りない。そこで、担当を決めて宿題方式にした方がいいのか話し合った。

また、条文とか解説を修正する際の参考資料として、「行政評価実施要綱」を事務局から配付するとしていた。(⇒後日、事務局から各委員宛メールにて配付する。)

次に自治の担い手との対話については、学生さんや町内会さんが「自治基本条例についてこうして欲しい」というような希望があるかもしれないので、「それらについて聞きに行こう」ということで話し合った。

高校生の参加については、生徒会役員の改選が延期していたので、生徒会の体制が整った段階で話し合うこととした。

自治の広報や PR については、看板とか電子掲示板等色々案があったが、フォーラム開催も含め継続検討することになった。

以上のとおり色々な案が出たので、「今後の 2 年間でどう進めるのか」について、私が 2 年分のスケジュール案を作ることとなった。

(2) 2025 年度・2026 年度のスケジュールについて

(3) スケジュール項目の内容について

東田ファシリテーター

資料の 2 年分のスケジュールを見ていただきたい。

今日は、集大成となる 2 年間のスケジュールについて話し合う。

赤の付箋は会議の開催月について、青の付箋は会議で議論する大きい項目、黄色の付箋は青の付箋に関連する細かな項目を示しています。

まず絶対にやらないとならない条例改正については、2026 年(令和 8 年度)に出てくる。

進め方として、2025 年の第 1 回目の会議で条文検討の担当を決めて、それぞれの役割分担を検討して、検討結果を報告してもらい全体で話し合う。

また、条文をチェックするという事は自動的に解説書についてもチェックすることになるので、解説書についても並行して個別に検討し、その結果をみんなで話し合う。

解説書については、条文のことをしっかり理解した上で、さらに中標津の状況・今の社会の状況もわかっていないと書ききれないので、条文の検討期間よりも長めに取っている。

条文を考えたり、解説書を考えたりする上で、わからないことが出てくるので、色々な人、例えば議員や町内会の人に聞きにいかなければならない。そこで、今年の 5 月の会議で「自治の担い手との対話」について企画検討し、日時・場所・質問内容を整理する。ここでは聞きに行った方がいいのではと思われる担い手として、議会、全町連、高校生 & 若者、外国人の受け入れ側、外国人を載せている。聞き取りの結果として、条文や解説書について考えるべきところがあるだろうから、その都度聞き取りの整理をする。

次に、町民ファシリテーター登録制度については、7 月になかしべつ町民活動ネットワー

ク（N-CAN）の状況を確認し、その状況次第で、もしも協定を結べるとしたなら2026年の1月になるのかなということ、そこに「？」マーク付きで載せている。協定が結べるようであれば、条例改正の項目ではないが、町民ファシリテーター登録制度について答申の中に記述できるのではと考えている。

次に、自治の広報PRについて考えてみた。これまで看板を作る案、電光掲示板に掲載する案が出たがいずれも今一つだった。役場の広報紙に何かを掲載する、もしくは条例改正の業務が終わった後にフォーラム開催ということもあるのかなということ、スケジュールに「？」マーク付きで載せている。

その他は、今のところ何も記載されていないが、今後何か新しい事項が入ってくる場合に備えて一行空けておいたもの。

以上、2年間のスケジュール案の説明をしたが、何か質問等あれば。



本間会長

前は、答申をした後で解説書を直した記憶があるが。

東田ファシリテーター

1期前は、答申を出した後で解説書のワーキングをした。しかし、できれば答申と一緒に解説書も町長に渡すことができれば良いと考える。

確かに前は解説書の多くを直したので、非常に時間がかかり答申と一緒に提出することができなかった。しかし、前回ほぼ100%直したということで、今回の直しはそれほど多くないのではと思っている。したがって、皆さんで実際に見直し作業をした結果、直す箇所がかなり多くなれば、スケジュールにおいて解説書の最新版の完成は2026年7月としているが、これが11月や2027年の1月にズレ込むこともある。

それでは、これからスケジュールと項目について話し合おうと思う。

なお、自治の担い手との対話については、自治推進会議とは別に毎月実施しないとおそらく終わらないのではと思う。全部に出席してほしいとは言わないが、担当を決めた場合その担当分野に関係する担い手との対話には極力参加願いたい。

委員

昨年高校生と面談するために、みんなで勉強して何を質問したらいいのか話し合いをしたが、この議会を含めた5つの担い手に対し、一通り準備は必要だと思う。これを一人の担当とするのは、担当となる委員のプレッシャーが大きいのでは。それよりも、5つの担い手に対し委員それぞれが条文に関係するものを勉強し、もし考えがあれば、それをみんなで話し合うということにした方が良いのでは。

東田ファシリテーター

全部その担当者任せということではなく、その分野のリーダーとして責任をもってやっていただくという意味で提案しているものであるが、役割分担はしなくていいということ

であれば、それはそれでいいと思う。

本間会長

自治の担い手との対話における質問等については、1回目で担当者は決めないで、東田さんからこれまでのキャリアを活かし様々な分野における基本の質問を作ってもらい、それを委員全員で確認するというのはどうか。

担当として自分一人で考えるとどうしても狭くなるので、グループワークのように委員の皆で一緒に考えた方が良い方向に進むのではと思う。

委員

聞き取り先（担い手）と担当とは、きれいに分けることができないのでは。一部重複するのでは。

本間会長

今回は担当者を決めるのではなく、「この条文からこの条文までを次の会議で話し合う」として、それぞれの委員が勉強してきたと記憶している。

委員

担当として決められると、責任が重たく感じる。

委員

担当を決めないで宿題方式で進める場合は、「〇〇条まで」と区切って進めるのか。

東田ファシリテーター（※別添「解説書」及び「板書2」参照）

担当を決めないで宿題方式で進めることを想定して、試みにスケジュールを埋めてみると、まず2025年の5月は条例の「前文」から「第1章 総則」、「第2章 基本原則に基づく制度」の第12条までチェックするというにすることにする。この場合は委員の皆さんには会議の日までに解説書の14ページまでの条文と解説を読んでもらい、チェックをしたところやおかしいと思ったところについて話合う。

そして、7月は「3章 町民」と「4章 町内会及び町民活動団体」、9月は「第5章 議会」、「第7章 議会と行政の関係」、11月は「第6章 行政」と「第8章 行政運営」とする。

残りの「第9章 連携と交流」は関連性から5月に、「第10章 条例の見直し」と「第11章 条例の位置づけ」については11月に話し合うこととする。

担い手の相手である外国人との話し合いは5月の「第9章 連携と交流」に関連することから、5月の会議で勉強した後に、若者・外国人・外国人の受け入れ側との意見交換をするということで、6月から7月に設定するのが良いと思う。

7月は「3章 町民」と「4章 町内会及び町民活動団体」、条文では第13条（町民の権利）から第19条（町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割）、解説書では15頁から19頁について会議で勉強し、質問等を考えて8月か9月に全町連、N-CANもしくは町内の町民活動団体との意見交換を設定することになるかと思う。

9月は「第5章 議会」（第20条～第23条、解説書19頁～22頁）と「第7章 議会と行政の関係」（第27条、解説書25頁）について会議で勉強することになるが、実はこの自治基本条例の「議会」に関する規定については、自治基本条例を作る時の委員で考えた条文ではなく、条文そのものを議会の議員さんたちが考えたものである。

このため勉強することは大切だが、こちら側から「こうした方がいい」ということは言いづらい面があり重たい分野ではあるが、議会との意見交換の時期は10月か11月になろうかと思う。

11月の「第6章 行政」（第24条～第26条、解説書23頁～24頁）と「第8章 行政運営」（第28条～第34条、解説書26頁～31頁）については、事務局とのやり取りが中心になってくるものと思われる。また、「第10章 条例の見直し」（第37条～第38条、解説書32頁～33頁）と「第11章 条例の位置づけ」（第39条、解説書34頁）についても話し合う。

以上、さらに具体的にスケジュールを検討してみたが、この表（板書2）のとおりにいけるだろうか。



委員

皆でやれば（いけるのでは）。

東田ファシリテーター

それでは、担当者を決めるのではなく、みんなで進めることとする。

したがって、この表（板書2）を会議資料1（自治推進会議 2025年度スケジュール）に反映させる。

本間会長

この表でいうと、まず会議が4つあり、話し合い（意見交換）が5つあり、そしてその前に事前の打ち合わせがあるということですが、少し心配である。

東田ファシリテーター

私は今回3回目なので、「そんなに難しくはないのでは」、「行けば何とかなるのでは」と考えている。

ただ、相手方はどうも構えてしまう傾向がある。先の意見交換会では様々な要望が相手方から出されてきたため、「我々にはそんな権限はない。私たち自治推進会議では、条例改正の案を提出したり、解説書を直したりするだけです。」と答えると「えっ？」と驚いた方がいた。どうも自治推進会議のことを過大に評価していたようだ。

私たちは現状を知りたい。現状を知ることで、条例改正や解決書に活かしたいだけ。

委員

（「自治推進会議」、「意見交換会」という）会自体の名前が硬くて、相手が緊張してしまうのでは。（「自治推進会議」ではなく）「自治を知ろう会」とかでいいのでは。

東田ファシリテーター

町長から「どれだけ自治が進んでいるかチェックしてください」という諮問を受けて、それに基づき答申する訳なので、もとより重たいものではあると私は思う。

委員

根本的な話になるが、答申とは町長に対し「ここをこうの方がいいですよ」と意見するものなのだから、もう少し町民目線で何か意見するというのはできないものか。もし、それをしようとすれば別様になってしまうのだろうか。

東田ファシリテーター

令和3年の答申の2頁に載せている「(2)引き続き検討を行っていただきたい課題」については、自治基本条例の条文改正に係る提案とは別に、今後の課題として自治推進会議からの意見を答申書に載せた例である。

また、平成29年の答申においても、条文については「特に修正、変更の必要はないという結論といたします。」としながら、「ただし、以下については中標津町自治基本条例のさらなる推進に向け、取り組むべき課題として意見いたします。」として、「(1)自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の推進」と「(2)中標津町自治基本条例を多くの町民に浸透させる取り組み」の2つ項目を自治推進会議からの意見として答申に載せている。

本間会長

例えばということで、(第38条に)「中標津町自治推進会議」と書いてある条文を「自治を知ろう会」とすべきという意見を出すこともできる。

委員

意見交換での話す内容は、条文の変更に関係することばかりではないということか。

本間会長

意見交換の場では、前回・前々回の答申書を来られた方にお示しし、「このような答申書を出す予定ですので、皆さんの話を聞かせて欲しい」とあらかじめ伝えるのはどうか。

東田ファシリテーター

名目としては、諮問のことがあるので中標津町自治推進会議として行くことになるが、意見交換として各団体に聞きに行くときは「自治を考える会(中標津町自治推進会議)」としてもかまわない。自治推進会議としては、現況を知ることが目的であり、自治推進会議としてできることはあくまでも「1 条文・解説書を変える提案ができる」ことと、「2 答申書に現況の課題を盛り込むことができる」ことのみである。

したがって、意見交換の際に条文等を変更するよう要望された場合にあっては、何をどう変更してほしいのか、またどうして変更するのかを聞いてこななければならない。それをこの会議の皆で考え、変える提案とすべきかどうか検討する。ただし、「町内会加入を強制的にすべき」というような意見が出て、町内会加入は任意であるためその提案はできない。

ちなみに、札幌市は町内会に入らないと除雪をしてもらえないので、町内会の加入率が高い。それに対し中標津は町内会に入らなくても除雪してくれるし、ゴミステーション化しなくてもゴミ収集してくれるということで利便性という観点から加入率が低いのかなと個人的に思うところがある。

そのような中、近年「小規模多機能自治」という町内会や自治会とはまったく別の組織をエリア分けして作るという動きがある。これは、これまでの地縁で組織された町内会等と異なり、市町村が主導で取り組んでいる団体なので、ある程度強制力を有しているとのこと。北海道の自治体では、鷹栖町、室蘭市、北見市などが進めている。

(4) その他

東田ファシリテーター

次の第6回自治推進会議は、3月18日(火)に開催するということが決まっているが、開始時間について、13時15分にしてはという意見があるがいかが。 ⇒ 決定

本日話し合った結果を踏まえ、2025年度と2026年度のスケジュールをもっとわかりやすくなるよう私が修正する。また、5月に宿題を出すこととする。

5月の自治推進会議の日程について、決定しなければならない。

⇒ 日時：5月22日(木) 13:15～、場所：役場301会議室

谷口主幹

令和3年の答申の中に、自治基本条例の推進に向け更なる周知啓発活動をと掲載していることから、自治推進会議において自治基本条例の周知に向けたPRについて話し合っているところであるが、それと並行して協働推進係で自治基本条例の周知に向けた取り組みとして「知っていますか 中標津町自治基本条例」のチラシを作ったので、報告したい。

チラシの表側には、行政・議会・町民の協働ということで、行政代表として西村町長、議会代表として後藤議長、町民代表として全町連の館下会長の3名の写真を載せることとした。

裏面には、小さく「その1」と書いているが、定期的に「その2」「その3」としてホームページに掲載したく考えている。

委員

関連した意見だが、(中標津町役場の)すべての会議において「町民憲章」を唱和するというのはどうか。

板橋部長

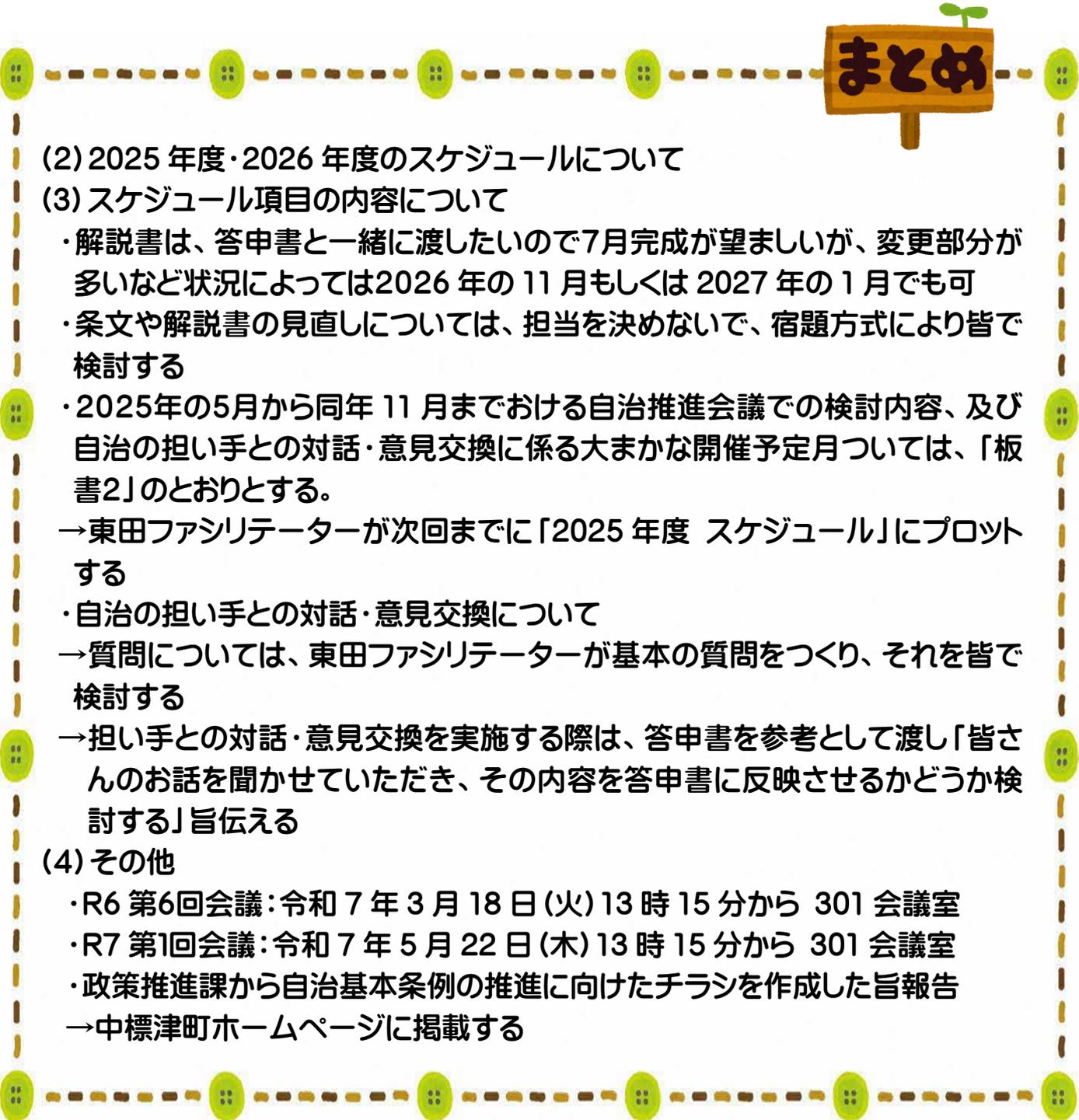
中標津町町民憲章は、昭和40年7月に制定されている(※1頁「町民憲章」参照)ので、今年で丸60年になる。

そこであらためて広報などで町民憲章を町民に周知するという取り組みも一つあるが、ある市(登別市)においては招集した会議では必ず市民憲章を唱和するという事例もあるので、60年の節目ということで、提案することも可能である。

委員

町民憲章は自治基本条例と絡んでいるということで、セットで浸透していけば、漫画は描かなくてもいいのでは思う。

4 閉会



まとめ

(2) 2025 年度・2026 年度のスケジュールについて

(3) スケジュール項目の内容について

- ・解説書は、答申書と一緒に渡したいので7月完成が望ましいが、変更部分が多いなど状況によっては2026年の11月もしくは2027年の1月でも可
- ・条文や解説書の見直しについては、担当を決めないで、宿題方式により皆で検討する

・2025年の5月から同年11月までおける自治推進会議での検討内容、及び自治の担い手との対話・意見交換に係る大まかな開催予定月については、「板書2」のとおりとする。

→東田ファシリテーターが次回までに「2025 年度 スケジュール」にプロットする

・自治の担い手との対話・意見交換について

→質問については、東田ファシリテーターが基本の質問をつくり、それを皆で検討する

→担い手との対話・意見交換を実施する際は、答申書を参考として渡し「皆さんのお話を聞かせていただき、その内容を答申書に反映させるかどうか検討する」旨伝える

(4) その他

・R6 第6回会議：令和7年3月18日(火)13時15分から 301 会議室

・R7 第1回会議：令和7年5月22日(木)13時15分から 301 会議室

・政策推進課から自治基本条例の推進に向けたチラシを作成した旨報告

→中標津町ホームページに掲載する